

京都市告示第544号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金は、次の表の「控除対象寄附金」の欄に掲げる寄附金を、同税の納税義務者が「適用区分」の欄に定める期間に支出したものとします。

令和4年12月19日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
学校法人聖母女学院 に対する寄附金	京都市伏見区深草田谷町1 番地	当該法人の 主たる目的 である業務	令和4年1月1日以 後に支出された寄附 金

(行財政局税務部税制課)